

## 港区認知症連絡会設置要綱

### (目的)

第1条 港区における医療と介護・福祉のネットワークを活用し、認知症等高齢者の在宅生活を支援するための医療と介護・福祉の連携体制を構築するために、港区認知症連絡会（以下、「区連絡会」という）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 区連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 認知症等高齢者の支援に関すること
- (2) 認知症の啓発に関すること
- (3) 認知症支援を行う機関の連携に関すること

### (構成)

第3条 区連絡会は、別表に掲げる団体の実務者及び行政関係の担当者によって構成する。

### (委員長)

第4条 区連絡会に委員長を置き、構成員の互選によりこれを定める

2 委員長は、区連絡会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する構成員が、その職務を代行する。

### (運営)

第5条 区連絡会は、委員長が構成員を召集して行う。

### (意見の聴取)

第6条 区連絡会は、必要があるときは、構成員以外の者から意見または説明を求めることができる。

### (守秘義務)

第7条 区連絡会の構成員及び出席者は、正当な理由なく連絡会で知りえた情報を漏らしてはならない。

### (事務局)

第8条 区連絡会の事務局は区保健福祉課で行う。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、区連絡会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は平成27年1月1日から施行する。

別表

関係機関	大阪市港区医師会 港区地域包括支援センター 港区南部地域包括支援センター 港南地域総合相談窓口 市岡東地域総合相談窓口 築港地域総合相談窓口
区関係	保健福祉課